

介護保険について Part 2

介護保険で受けられる**福祉サービス**にはどのようなものがあるのでしょうか。



在宅

訪問系サービス

- ・訪問介護
 - ・訪問看護
 - ・福祉用具貸与
 - ・訪問入浴介護
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (例：ホームヘルパーが1時間程度、身体介護を行う)

通所系サービス

- ・通所介護
 - ・通所リハビリテーション
- (例：デイサービスで日中お預かりする)

※ 在宅サービス 要支援・要介護認定された方が利用できます。
費用の1割と、通所の場合は食費が、入所の場合は食費・住居費が自己負担です。

短期滞在系サービス

- ・短期入所生活介護
- (例：ショートステイで1日お預かりする)

居住系サービス

- ・特定施設入居者生活介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
- (例：有料老人ホームやグループホームに入所する)

※ 施設サービス 要介護認定された方のみ利用できます。
費用の1割と、食費・住居費が自己負担です。

施設

入所系サービス

- ・介護老人福祉施設
 - ・介護老人保健施設
- (特別養護老人ホームに入所する)

介護保険は、老後の安心をみんなで支える仕組みです。

介護保険サービスを利用した場合の利用者負担は、原則として介護サービスにかかった費用の1割です。
ただし、8月からは、年収280万円以上(夫婦360万円)の人の自己負担額が、2割に引き上げられます。(上限：44,400円)

65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料の割合が、21%→22%に引き上げられました。



東伊那敬老会 を、6月13日(土)に予定しています。
今から都合をつけておいてください。よろしくお祈りします。